The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	報告3　20世紀前半、南京江心洲開発史と土地調査事業
Author(s)	片山, 剛
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2009, 4, p. 76-92
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/27008
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

報告 3

20 世紀前半、南京江心洲開発史と土地調査事業

片山　剛

はじめに

中国の近世以降における一般的な農民像と地主像は、ほぼ次のように概括できよう。すなわち、農業開発における役割については、農民（小農が想定される場合が多い）は労働力（「力」）を提供するが、堤防や灌漑・排水路などのインフラ整備の資金（「工本」）は地主が提供する[1]、と。また近世以降の大地主の土地所有の形態については、所有している土地が一定の地理的範囲に「集中」して存在するのではなく、あちこちに小地片として分散して存在しており、それらを「集積」した結果として、広大な面積の土地を所有している、と。ただし、これはある地域において開発が進んだ結果の状況、すなわち、開発後に売買や相続によって所有権の移動や土地の細分化が起きた結果の姿であり、開発当初ないし開発開始以前の姿ではない。それでは地主所有地の「集中」という現象がかりに存在する場合、いかなる経緯でかかる現象が生じているのか（そして、その状況はどのくらい維持されるのか）、これを具体的に紹介した研究は、管見ではないようである。そこで本報告では、その実例として南京の江心洲を紹介することにしたい。

江心洲は、南京市の西に位置する長江の沙洲である。洲そのものは宋代からでき始めたといわれている。面積は約 15 平方キロで、現在、行政区画としては、南京市建鄴区に江心洲街道として所属している。1930 年代から 40 年代にかけては、南京市の上新河区（1945 年秋に第 12 区と改称）に属しており、そして江心洲内部は、34 保から 38 保の五つの保に分かれていた（**図 1**）。なお耕地に、水田はなく、すべて畑である［片山剛 2007ａ／2007ｂ］。

江心洲の歴史については、2 年前に簡単な紹介を行った。1940 年の档案資料によれば、江心洲の不在地主のうち、南京市街地に居住する数人の地主は「20 世紀初までは荒地で、そこに繁茂するヨシ（「蘆葦」）は南京の都市民の貴重な燃料源である。同時に、長江の増水による水害をこうむりやすい長江の両岸（少なくとも南京市街地の側）沿いの圩田にとって、洲の内部が窪地となっている江心洲は、長江の増水した水が流れ込んで遊水地の役割を果たし、また増水によって強くなった水勢をヨシで弱める機能をもっており、両岸の圩田の水害を回避させる役割をもっている」と述べ、江心洲を開発して耕地にするよりも、ヨシが繁茂する荒地のままにしておくべきと主張している［片山剛 2007b］。

さて 2008 年 9 月の南京市档案館での資料調査で、江心洲の開発にかんするより詳細な档案資料を閲覧する機会を得たので、開発の具体的様相（荒地の耕地化過程、開発における

[1] ただし江南デルタの場合、明末清初に地主の存在形態が郷居地主から城居地主へ転換した、といわれる。そして、その後のインフラ維持については、王朝の関与を重視する研究と、力量が増大した農民自身による管理を重視する研究とがある。

主体）を考察することにしたい[2]。具体的課題は以下の点である。

(1) 1947 年頃作製の 37 保の地籍公佈図[3]を見ると、各筆耕地（畑）の地割りは直線で切った短冊形が多い。この特徴的な地割りは、いつ、どんな経緯で、だれによって行われたのか。

(2) 1932 年作製と 47 年頃作製の地形図（**図 2**，**図 3**）を比較すると、約 15 年の間に、第 38 保では堤防や排水路ができ始めていること、そして 35・36 保、とくに 37 保では排水路が整備されて荒地が激減していることが読み取れる。堤防や排水路は、いつ、どんな経緯で、だれによって築かれたのか。

(3) 1947 年頃の土地調査の結果、江心洲では耕地の「所有権」が「業権」と「佃権」に分離していること、すなわち「一田両主制」の存在が判明している。この経緯の詳細については十分な資料がないが、若干言及することにしたい。

江心洲の内部は、永定洲・鳳林洲（正しくは鳳麟洲であろう）・旗桿洲・寿帯洲など、複数の沙洲から成る。このうち本報告が取り扱うのは、37 保・38 保にまたがる永定洲と、35・37 保にまたがる鳳林洲である。永定洲は江心洲の沙洲のなかで最も下流に位置し、馬路埂を挟んで、上流の 37 保に所在する困水洲[4]（困水八股、上八股ともいう）と、下流の 38 保に所在する活水洲（活水八股、下八股ともいう）に分かれている。

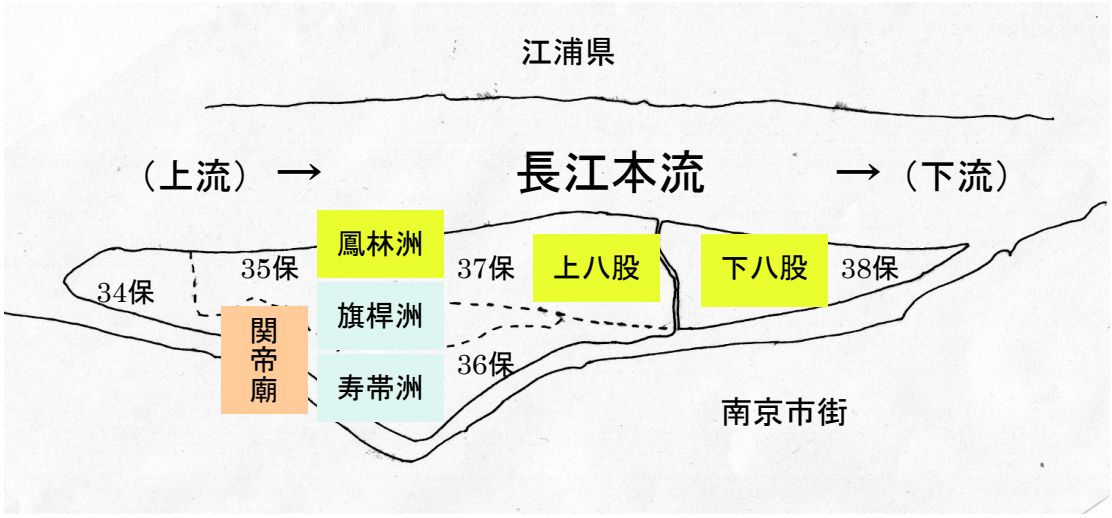

図 1　江心洲概念図

[2] なお、江心洲の状況について少し詳しい状況が判明するのは民国 15・16（1926・27）年以降である。そのため、かつては全洲が官産であった状態から次第に民産が増加した経緯や、南京特別市・江浦県が江心洲に市有地・県有地を有する経緯についての詳細は、後考に俟ちたい。

[3] 地籍図中の記載事項は、左から順に、「地番、地目、業主名、（佃権保有者名）、畝表示の面積」である。

[4] 「困水」は、堤防で囲んで、河川水の進入を防いでいることに因む。

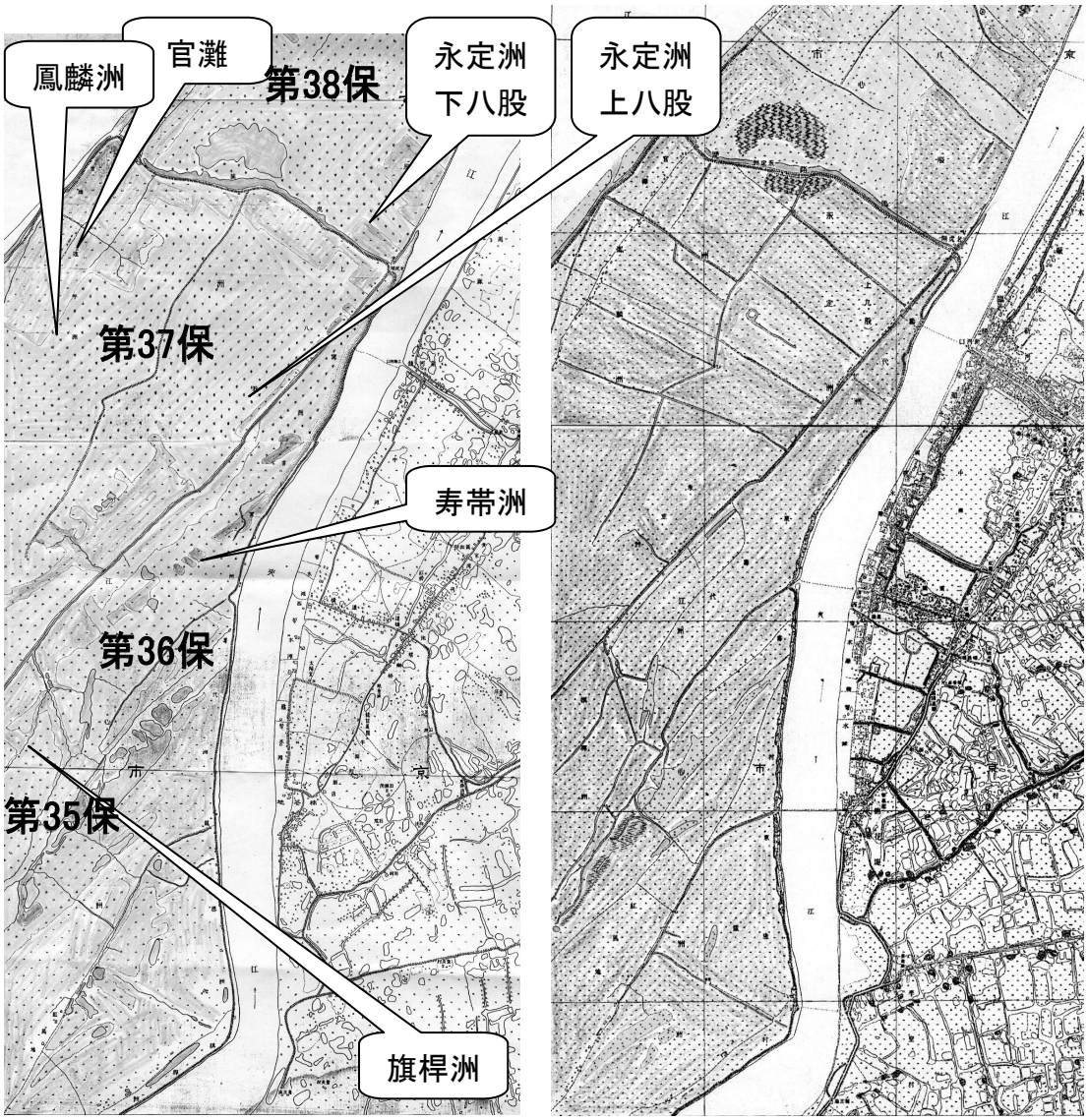

図 2　1932 年作製の地形図　　**図 3**　1947 年頃作製の地形図

１．永定洲開発史

(1) 1927～1929 年上八股（困水八股）開発史

次に紹介する档案 1 は、南京市財政局が永定洲の大株（「大股」）を保有している[5]ことに起因して残された档案である。なお、〔 〕【 】はそれぞれ報告者による補足と注釈である。

档案 1-①-ａ・ｂ（抄訳）：文書作成日は 1939 年 9 月 5 日

ａ永定洲には、株として 16 個の「大股」がある。そのうちの 1 股を南京市財政局が保有している。他の 15 股は民間が保有している。永定洲は「困水八股」と「活水八股」に分かれている。元来は、ヨシを生長させ、〔株を保有する〕「各戸」が毎年輪番でヨシ

[5] 後述する 32 字号のうち、南京市財政局は市有地として、活水洲に歳字号を、困水洲に昃字号を所有している。

を収穫し〔て得た利益を、16 股に分配し〕て、その収入を〔崇善堂などは〕慈善事業に使ったり、生活費の糧に充てたりしていた。

b 民国 16（1927）年に、安徽省無為県の「遊匪」丁暁侯らが仲間 500 人を集め、永定洲のなかの困水洲で、地主に断らずに勝手にヨシを伐採して開墾を始めた。丁は逮捕され裁判にかけられたが、その仲間は困水洲で開墾を続けた。そこでやむなく、【档案 1-⑤によれば、1929 年頃に】困水洲を天字から張字に至る 16 字号の土地に分け、活水洲も寒字から陽字に至る 16 字号の土地に分けた。つまり、困水洲と活水洲とを合わせて合計 32 字号の土地に分けた。以後、〔株を保有する〕「各戸」が、保有する株の多寡に応じ、号を単位に「執業」することにした。どの字号をどの株に分配するかはくじ引きで決め、それに立会ってくれる官員を派遣してもらった。そして、居座って勝手に開墾を続ける「遊匪」に対する対策は、〔株を保有する〕「戸」がそれぞれ行うことにした。しかし結局、「遊匪」を立ち退かせることはできなかった。

档案 1-⑤：文書作成日は 1941 年 11 月 3 日

（前略）全永定洲の土地をくじ引きで分配した。上流の困水洲に 16 段があり、下流の活水洲に 16 段があるので、全部で 32 個の字号となる。大株（「大股」）は 16 個であるので、大株 1 個当たり、困水洲の字号 1 個と活水洲の字号 1 個とを「執業」することとなった。（中略。呉松筠と唐光曜は、それぞれ半株を保有している）分割してからすでに 12 年が経過した[6]【したがって、それは民国 30（1941）年の 12 年前、つまり民国 18（1929）年頃となる】。

民国 16（1927）年以前は、永定洲に生えるヨシを販売し、その収益を 16 株の保有者の間で配分していた。つまり、永定洲はヨシの繁茂する荒地であった。しかし 1927 年に、「遊匪」の丁暁侯らが永定洲のうち、上流の困水洲で、ヨシを伐採して開墾を開始した。つまり、困水洲における開墾は地主ではなく、「遊匪」が開始したわけである[7]。

丁暁侯は裁判にかけられたものの、その仲間は開墾を続けた。そこでやむなく、1929 年に地主たちは、困水洲のみならず、活水洲を含む全永定洲の土地について、困水洲・活水洲を大株数 16 に合わせて各々16 分割して、地主間で分配した。すなわち、少なくとも地主たちにとって、それ以前は、困水八股全体で一個の単位、活水八股全体で一個の単位であった。つまり土地を分割することなく、そこに生えるヨシを販売した収入を 16 股で分配する方法が行われていたと思われる。

この時の 16 股すべての地主の動向は不明である。しかし、かりに全地主が開発反対の強い意思をもち、従来からのヨシの収入を分配する方法を維持するつもりであれば、地主間で土地を分割する必要はないであろう。つまり、地主のなかには、档案 1-①に署名した者のように、開発に反対する者もいたが、開発に反対ではない者もいたと推測される。かか

[6] なお、38 保の 1 字号当たりの面積は約 400 畝。耕地化した場合、堤防用地や低窪な部分を除いた耕地部分は約 320 畝となる。

[7] この場合、档案 1 には、だれが堤防建設や排水路整備を行ったかについては明示的に述べていない。これについては、後段で考えることにしたい。

る地主間の態度の相違が、土地分割の背景にあったと思われる。分割後における地主の対応が株を保有する「各戸」に任せられているのは、かかる態度の相違にもとづこう。そして困水洲では、開発反対の地主の土地でも、居座った「遊匪」による開墾が進んでいくことになる[8]。

(2) 1937～39 年下八股開発史 1

档案 1-①-ｃ・ｄ（抄訳）：文書作成日は 1939 年 9 月 5 日

ｃ 1937 年には尤・談らが、今度は、活水八股で勝手に堤防を築き始めた。内政部からの通知もあり、開墾は一時的に停止させられた。

ｄ 2 年後の現在（1939 年）、尤らは、ふたたび活水八股でヨシを伐採して堤防を築き始めている。この開墾のために堤防を築く活動を禁止していただきたい。

档案 1-②（抄訳）：文書作成日は 1940 年 3 月 7 日

1939 年当時、活水八股の「収、暑、潤、律、呂、陽」の各字号と、「餘」字号の右条、「往」字号の右条は、「搶柴強墾」された。つまり、それ以前は、未墾＝荒地＝蘆葦が繁茂している状態だった。

档案 1-③（抄訳）：文書作成日は 1940 年 10 月

南京市政府の市有地である歳字号の土地は、1940 年にはすでに「放墾」＝佃農に委託した開墾が始まっていた。

档案 1-④（抄訳）：文書作成日は 1940 年 11 月：

開墾するかしないかは、南京特別市政府ではなく、「有産権者」が決めること。

「遊匪」たちは 1937 年になると、今度は下流の活水洲で、堤防を築いて開墾を始めた。内政部からの通知によって、開墾は一時的に停止させられたが、日中戦争後の 1939 年になると、「遊匪」たちは再び堤防を築いて開墾を再開し始めた。ここで、開発反対の地主たちが档案 1-①を作成・提出することになる。档案 1 に含まれる資料をもとに、1940 年前後における活水洲（38 保の永定洲）における開墾・未開墾の状況を整理すると、図 4 のようになる。ここに見られる、開墾・未開墾のマダラ状態から、地主が開墾の推進者と反対者とに分かれていたこと、そして、档案 1-①の署名者＝反対者の土地が未開墾であることがわかる。

ここで注意しておきたいのは、活水洲の開墾については、「游匪」による堤防建設が明記されていることである。上流の困水洲において、開墾反対の地主の土地でも、結局は開墾が進展した。開墾反対の地主が堤防建設に参与するとは思えないから、困水洲における堤防建設（加えて排水路整備等）のインフラ整備は、「游匪」によるものと思われる。

---

[8] 「困水」の意味は前述したとおりである。永定洲の地主が開墾に反対ならば、地主が堤防を建設することは考えられない。したがって、上八股が困水洲と呼ばれるようになったのは、「游匪」による開墾が本格化したのちであろう。

	字号		業主	已墾・未墾	
北↑下流	16	陽	馬士浩	未墾	堤防なし
	15	調	民産(所有者名不明)	已墾	
	14	呂	馬姓	未墾	
	13	律	民産(所有者名不明)	未墾	
	12	歳	南京市財政局	已墾	
			小　河		
	11	成	袁姓	已墾	永定圩という名称の堤防あり
	10	餘	丁姓　已墾	崇善堂　未墾	
	9	潤	馬文章	未墾	
	8	蔵	馬姓	已墾	
	7	冬	唐姓	已墾	
	6	収	崇善堂	未墾	
	5	秋	丁姓　已墾	劉姓　已墾	
	4	往	鄭姓　已墾	鄭馬氏　未墾	
	3	暑	田姓	未墾	
	2	来	馬姓	已墾	
	1	寒	秦姓	已墾	
			小河		
上流↓南	官灘		第37保		同義圩という名称の堤防あり
	鳳麟洲		永定洲 （上八股＝困水八股） 「天」～「張」の 16 字号あり。 南京市は、困水八股の昃字号の土地を所有し、 また鳳麟洲でも土地を所有している。		

図 4　民国 29（1940）年頃、第 38 保＝下八股の堤防・業主・開墾の状況

さて、永定洲の 1 個の字号（約 400 畝）内における、より下位（経営耕作が行われる一筆々々の耕地）レベルにおける地割りについて言及した史料は、管見ではない。しかし、永定洲の開墾者が、堤防等のインフラを自ら建設・整備する力量をもつ者（次の(3)も参照）であることを考慮するならば、次のように推測することができよう。実際の経営耕作が行われる場である各筆耕地は、地主の間で土地が分割されるか否かとは関係なく、実際に開墾を行って経営耕作に当たる者の便宜の点から、また、自ら開墾した土地の占有権確保の点からも、経営耕作地のレベルにおける地割りは進められていったと。

(3) 1946 年下八股

档案 2-①（抄訳）：文書作成日は 1946 年 5 月 4 日

> 永定洲の下八段＝活水洲において、1939・1940 年時点では、堤防で囲まれていたのは第 11 号（成字号）までであり、第 12 号（歳字号）から第 16 号までは堤防がなかった【档案 1-p.26 による】（**図 5**）。そのため水害をこうむることが多い。そこで、この 5 個の字号の農民が連合して、自発的に堤防（永定聯圩）を建設しようとしている（資金を高利貸から借りてでも）。「附近五個字號」とは、第 12（歳字）号、第 13（律字）号、第 14（呂字）号、第 15（調字）号、第 16（陽字）号の五つの号であろう。

ここで、佃農が第 12 区公所に申請しているのは、少なくとも表面的には、「禁止されている堤防建設を許可してもらいたい」ことではない。堤防建設そのものは、すでに禁止されていないことを前提に、堤防建設のための方途として、「救済総署」が「以工代賑」の方途で資金を提供することについて、12 区の区長から市政府へ口利きしてくれないか、ということである。別の 1945 年 12 月の档案では、第 11 字号までの既存の堤防について、堤防を厚く高くし、加えてポンプステーションを建設する計画が提出されている。したがって、日中戦争後の 1945 年の時点では、堤防建設の禁止はすでになくなっていたようである。

さて、38 保の活水洲における株の保有者＝地主は、株数が 16 大株ということからすれば、当初は 16 人前後ということになる。しかも 1929 年頃の分割時には、1 大株を保有する者は、活水洲で 1 字号分＝約 400 畝を所有することになる。その一端は図 4 から窺うことができる。しかし 1947 年頃に作製された 38 保地籍公佈図によると、38 保における地主ごとの所有分布は図 6 のようになる。図 6 を図 4 と対照すると、報告者が「小所有者群」と名づけた箇所において、所有者の変動と地主一人当たりの所有面積の細分化が進んでいることを看取できよう。1929 年が開墾開始＝耕地化であるから、それから 1947 年まで、わずか 20 年弱で「大土地所有の集中」が、崇善堂のような集団地主などを除いて崩れてきていることが推測される。

二　第 37 保鳳麟洲の開発史

鳳林洲は、江心洲のうち、第 35・37 保にまたがり、長江本流に沿ってできた細長い洲である。档案 4 の〈整理辦法一〉に、かつては 17255 畝もあったが、長江の波に洗われて「坍

塌」（崩落）し、民国 18（1929）年には 3800 畝にまで減少している。現地での聞き取りでも、鳳林洲は 1960 年代に長江の波で洗い流されてしまった（「被坍塌」）と聞いた（凌明海氏 2006 年 12 月 28 日）。鳳林洲は長江本流に面しているため、他の洲に比べて「坍塌」しやすいようである。

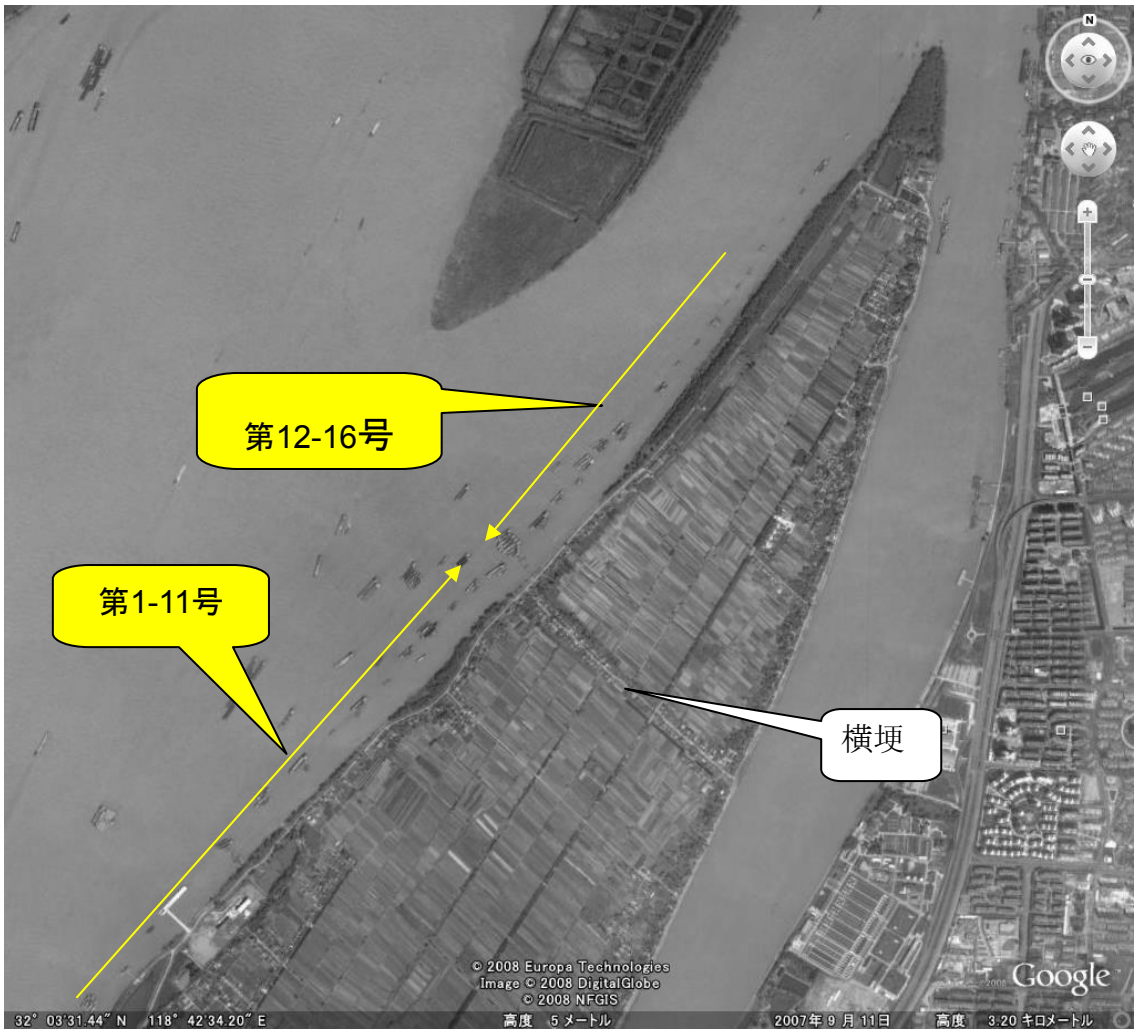

図 5　第 38 保＝下八股の横埂付近（グーグルアースより）

档案 3（抄訳）：文書作成日は 1940 年 5 月 17 日

a 鳳林洲の「産権」は全部で 5 株あり（档案 4-③参照）。そのうち、1 株は南京市、もう 1 株は江浦県（長江の北岸）がもつ。残りの 3 株は民間がもつ。民国初に、安徽省無為県と蘇北の泗陽県の「客民」が、鳳林洲で地主の許可を得ずに勝手に開墾を開始した。地主たちは、〔勝手な開墾と租の未納について？〕訴訟を起こした。民国 14・15（1924・1925）年に「認東繳租」の決着となり、地主と客民の間で租田契約が始めて成立した。ただし鳳林洲は、該洲全体が一個の単位であり、〔地主の間で〕分割することができない（「整個無法分析」）。そこで、地主による数度の会議の結果、「鳳林洲整理委員会」

を組織し、これが収租を管理することになった。しかし佃農からの租収入は、整理委員会の支出をやっとまかなうに足るだけであり、訴訟の時期に生まれた多額の債務を弁済することはできなかった。

b 日中戦争（「事変」）後、佃農がいなくなってしまったので、鳳林洲の大部分は荒地になり、秋には水に浸かる状態になってしまった。民国 27（1938）年には、整理委員会事務所の活動は停止した。民国 28（1939）年に、私（江逢科）は地主の一人董光業の代わりに収租した。調べてみたところ、整理委員会事務所が徴収する、荒地を除く鳳林洲の耕地からの租額は全部で 1,400 余元であり、事務所の経費を除いて、株に応じて（南京市と董光業の株の分を除いて）分配すると、民国 28 年は一株あたり法幣で 48 元であったにすぎない。南京市の株は 1 株で、元々は楊（楊盛興）が「承賻」（＝承租。租の代理徴収の請負）していたが、欠損が多いので今年は「承賻」しない。そこで今年（民国 29＝1940 年）は、私が「承賻」したい。請負う「賻價」＝租額は、昨年と同じ 120 元としたい。

民国初以前、鳳林洲は未開墾のヨシが繁茂する土地であったと推測される。1925・26 年の租田契約成立時について「整個無法分析」と説明されており、地主の間で土地を分割することができなかった[9]。そこで、「鳳林洲整理委員会」を組織し、鳳林洲全体で徴収された租額を地主の間で分配することになった、という。

さて、その整理委員会による収租であるが、日中戦争前から、その効率はよくなかったようである。日中戦争後には、整理委員会の収租方法以外に、江逢科が地主の董光業や南京市から請け負って収租する方法が登場してくる。しかし双方の収租方法がどのようなものであったかは、具体的な点はあまり明瞭ではない。

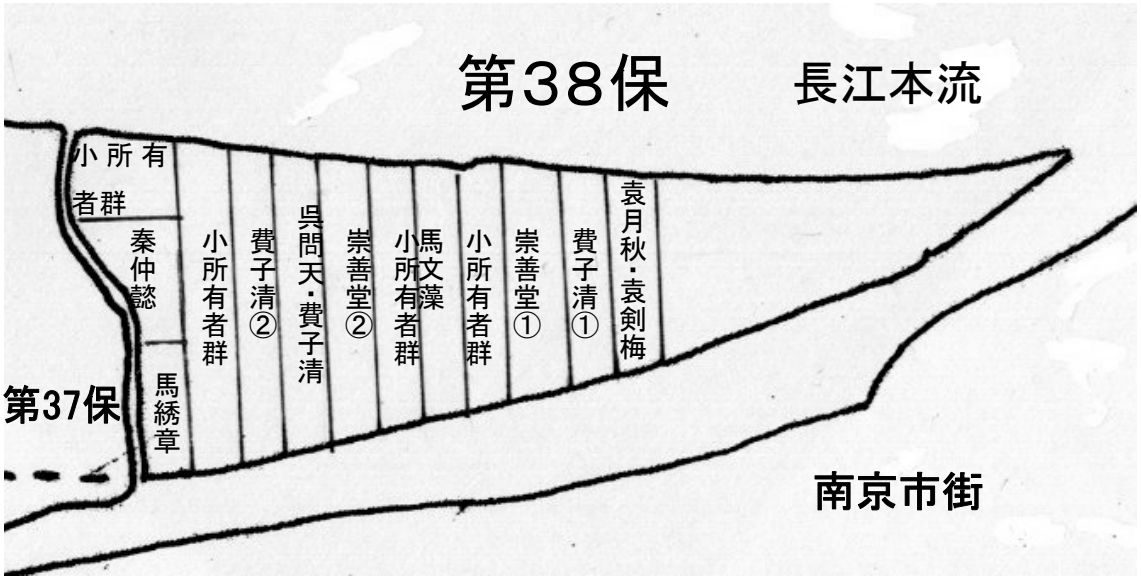

図 6　1947 年頃、第 38 保の「大土地所有の集中」（38 保地籍公佈図より）

[9] その理由として、「坍塌」も起き、鳳林洲の総耕地面積を概数レベルにおいても把握できなくなったため、分割する対象の母数が決まらなかったことが考えられる。

档案 4-①（抄訳）：文書作成日は 1941 年 7 月 14 日

鳳林洲の「整理」へ向けた、南京市を含む地主全体の動き。

〈経過情形〉

一元々の租額は毎畝 2 元。ただし、宅地・菜園部分として 10%を減額し、「坍塌」等の部分を減額し、さらに納租時に端数を切り捨て、また「荘首」の報奨金 10%を減額するので、地主にとって実際の収入となるのは租額の 60%。結構多額の経費支出を差引くと、地主には利益がない。

二老壟の佃戸の多くは本地人。性格は単純。小麦の市価が毎石 40 元の場合、租額を毎畝 4 元とする。新壟の佃戸は、訴訟を起こすために、新壟の耕地 1500 畝に対して、佃戸から毎畝 5 元の捐を徴収して訴訟を行う準備あり。老壟より肥沃なので、毎年（春秋の 2 季の合計で）毎畝 4.4 元とする。今年の春租を徴収した。株ごとに 200 元になるので、南京市の分は 200 元となり、本状とともにお送りします。

三納租の機会に、鳳林洲の各佃戸の姓名と租田（耕作面積等か）の状況を調べる。【これは佃戸の申告によるもので、「清丈」ではない】

〈整理辦法〉

一鳳林洲の場合、もともとの面積は 17255 畝（計 7 段に分かれ、各段 2465 畝）もあった。また、これを「母沙」として、その南部に「子沙」ができる可能性もあった。しかし結局、その「子沙」は夢に終わり、もともとの土地も、長江に洗い流されて、民国 18（1939）年に丈量した時は 3800 余畝しかなかった。佃戸によれば、鳳林洲の南首は年々洗い流され、面積は縮小している。それで、佃戸は「坍」や「沙」を理由に租の対象となる面積の減少を要求している。「坍」（崩落）した土地もあるが、隠している耕地もある。「坍」が起きてのちの各佃戸の実際の耕作面積は不明である。実際の面積を確認しないと得する佃戸と損する佃戸が出てきて不公平である。そして、鳳林洲の土地を、株をもつ地主ごとに分けることもできない。そこで現時点での「清丈」をする必要ある。清丈費は佃戸負担とする。

二清丈して耕作面積を確定し、かつ欠租も荘規違反もしていない佃戸とのみ租佃契約を結ぶ。

三地主や事務所の許可を得ずに開墾した「餘地」約 100 畝は「押租」を払うことを条件に租佃を許可する。堤防外の「蘆地」数十畝も、「押租」を払うことを条件に開墾・租佃を許可。

四必ず業主の同意を得て租佃すること。租佃契約書の費用は佃戸が負担。

〈整理辦法〉二・三・四を読むかぎり、佃戸に対してかなり厳格な処置をとるように見える。しかし、1947 年の土地調査では、37 保には永佃権をもつ佃戸が多数存在しており、上記の処置が実効性をもつものか否かは後考をまつ必要があろう。

档案 4-②（抄訳）：文書作成日は 1941 年

佃戸の自己申告による鳳林洲の面積は 2650 餘畝と、長江の水に洗い流されて縮小したことを考慮しても、かなり小さい。

档案 4-③（抄訳）：文書作成日は 1941 年

佃戸の自己申告は 2650 余畝であるが、一方で南京市の側は、洲全体で 5000 畝、南京市の分は 7 分の 1 の約 700 畝との数値を出している。【株の数は 7 株か？】

結局、1941 年頃に至っても、地主の間で土地を分割することが実現していなかった。1941 年以降に「清丈」が行われ、株の持ち分に応じた土地の分割が行われことを直接に示す史料はない。しかし、日中戦争後の 1947 年ごろに作製された 37 保地籍公佈図では、経営耕作される各筆の土地に地主名が記載され、かつ、佃戸名（又小作に出す「二地主」の場合もあり）が記載されている。したがって、1941～47 年の間に、各地主への分割が実施されたと推測される。なお、経営耕作地ごとの直線的地割は、前述したのと同じ理由で、地主の間での分割とは別に、開墾による耕作開始とともに、開墾者によって進められたと思われる。

おわりに

江心洲のうち、本報告で扱った鳳林洲と永定洲の開発の歴史は、民国初から民国 38（1949）年までの、わずか 40 年間弱のことである。永定洲の場合は、わずか 20 年弱である。この 20～40 年間に、ヨシが繁茂していた荒地が、小麦を中心に栽培される耕地へと変貌した（図 2，図 3 参照[10]）。そして、堤防建設等のインフラ整備（資金も労働力も）および建設後の維持・管理は、安徽省無為県や蘇北から「逃荒」してきた農民が主に担った。つまり、その開発の主体は地主、特に南京市街地に住む不在地主ではなく、「逃荒」してきた農民たちであった[11]。

さて鳳林洲や永定洲には複数の地主がいた。地主は株を保有してはいるが、開発以前のヨシが繁茂していた時には、永定洲・鳳林洲ともに、沙洲全体のヨシの収穫を売却した収入を、地主間で持ち株に応じて分配していたにすぎない。つまり、地主の保有する株数に応じた土地の分割は行われていなかった。そして興味深いのは、地主の間の土地の分割が、開発推進派と反対派に分裂したことに起因していることである。その意味でも、江心洲における開発（堤防・排水路の建設・整備だけでなく、各筆レベルの地割りに至る）は、「游匪」主導で進められた可能性がきわめて高いようである。

また永定洲、特に 38 保の活水洲の場合、1940 年頃までは、地主による土地所有の「集

---

[10] 档案 1-p.26 によれば、38 保の活水洲でも、1940 年ごろには 11 号まで堤防ができていた。しかし 1947 年頃作製の地形図を見ると、38 保の堤防は長江本流側にわずかにあるだけである。したがって、この 1947 年頃作製の地形図は、1940 年以前の状況を反映したものになる。

[11] なお、現地での聞き取りによれば、安徽省や蘇北の「逃荒」によって生じた難民が江心洲に移り住むことが多い。そして、移動・定着・開発が「かなり組織的に」行われているように思われる。堤防の建設・維持のための組織化が、地主ぬきに展開されているのは、その典型である。その背景にも興味がわく。

中」をみごとに看取できる。1947 年頃作製の地籍公佈図でも「集中」の状況を窺うことはできるが、しかし崇善堂を除くと、売買ないし相続のためであろう、「集中」度は下がっている。

以上、江心洲の開発史は、これまで知られている開発像といくらか相違するものである。かかる開発が江心洲で進められた理由については、南京周辺、さらには長江流域の他の沙洲の状況（特に官産の払い下げという問題）も視野に入れながら考察していく必要があろう。また江心洲、とくに 37・38 保における佃権の卓越という状況が、かかる農民主導の開発とどのように関係するのかについても、今後掘り下げていきたい。

＜参考文献＞

片山剛 2007 a 「1947 年前後作製の南京江心洲の地籍図と農村社会」『近代東アジア土地調査事業研究 ニューズレター』2，2007 年，pp. 63-76.

大坪慶之・山本一・片山剛・荒武達朗 2007「台湾収集の地形図および地籍図について」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』2，2007 年，pp. 121-140.

大坪慶之・片山剛 2007「2006 年南京市江心洲調査報告」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』2，2007 年，pp. 141-156.

片山剛 2007b「江心洲地籍図をどう読むか：業権・佃権および開発史」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』2，2007 年，pp. 157-169.

＜档案史料＞

档案 1-①：南京市档案館－南京特別市財政局。1002-4-1785「永定洲歳字号」（pp. 2-5）

財政局の受領日は民国 28 年 9 月 9 日。

事由：「呈爲遊匪蠢動，公求出示嚴禁搶割柴薪，強築佔墾由」

a 竊堂民等各有永定洲一業，坐落憲境水西門外北河口對岸江心地方，計共十六大股。內除有京市財政局一股外，餘皆爲民業。分爲活水八股、困水八股。 向來生長蘆柴，各戶按年輪執，或恃此款，以辦慈善事業，或藉養身家之需，相安已久。

b 迨至民國十六年（1927），忽有安徽無爲縣游匪丁曉侯等糾集同黨數百人，到堂民等所執之永定州困水洲地，搶割蘆柴，實行強墾工作。即經堂民等分別向各機關呈請禁止，一面赴前首都地方法院，以強盜罪起訴。結果雖將爲首之暴徒丁曉侯判決有期徒刑三年執行在案。而在洲強墾之同黨人眾，卒未解散。堂民等情迫無法，遂將該洲改爲困水十六個字號，自天字號起至張字號止，活水亦改爲十六個字號，自寒字號起至陽字號止，困活水共爲三十二個字號。以後各戶，按原股之多寡，按號執業，並呈請派員到場監視簽分在案。所有在洲強墾之人眾，由各戶自爲解決，不料年復一年，霸佔不去。

c 而於民國二十六年（1937），又突有丁曉侯之餘黨尤雲山、談泮芹等糾合同黨，蜂到堂民等所執之永定洲活水洲地，強築圩堤，踐踏蘆柴。當經堂民等出爲訟阻，一面并向各行政

機關呈請禁止強築。嗣奉前內政部通令,「沿江蘆洲產蘆,原爲遮避風濤,掩護腹內圩田,爲天然屏障之作用。一律嚴禁,不准開墾。如違嚴辦。」由府轉令制止,而前市財局亦以產權攸關,出示禁止。又經前法院判決尤雲山賠償損害各在案。乃尤雲山等始暫罷手所有強築之圩堤,亦即放棄,未敢繼續工作。

d 今閱時未及兩載,近聞,該遺孽又欲利用時機,作死灰復燃之活動,再至堂民等所執之永定州活水洲地上搶割蘆柴,實行築堤佔墾,欲以完成昔日未竟之功。此等行爲實屬愍不畏法,不思物各有主,各家賴以資生,併恃完納國稅。豈容任其搶奪。堂民等因知

鈞府疾惡如讎,對此等遊匪,當必嚴加禁令,以絕根株,而免蔓延遺患地方,用敢瀝情陳訴,仰祈

鈞府鑒核俯准。先行賞示,嚴禁該遊匪等,不得再行糾眾,前往永定州活水洲地搶柴,圍堤霸墾。如違拿辦,以保產權,而免貽害,實爲

公恩雙便。謹呈

南京特別市政府

具呈人南京市永定洲業戶崇善堂法定代理人周一漁(蓋印)年五十九歲,南京人,住金沙井三二號,崇善堂內,學界。**【⇒住所１】**

業戶 參加訴願

田耀東(蓋印)年六十四歲,南京人,住金沙井三二號,職業政界。**【⇒住所１】**

鄭馬氏(蓋印)年四十一歲,南京人,住竹竿巷二一號。**【⇒住所２】**

鄭楊氏(蓋印)年五十五歲,南京人,住竹竿巷二一號。**【⇒住所２】**

馬士浩 代● 年二十八歲,南京人,住七家灣五十號。**【●は未解読の字】**

馬壽蓀(蓋印)年五十九歲,南京人,住牛首巷二四號。

鄭筱藩(蓋印)年三十四歲,南京人,住竹竿巷二一號。**【⇒住所２】**

中華民國二十八(1939)年九月五日

档案 1-②:南京市档案館－南京特別市財政局。1002-4-1785「永定洲歲字号」(p. 32)

周一漁・馬士浩・鄭馬氏・鄭楊氏・馬寿蓀・鄭筱藩・田屏藩らから南京市財政局へ

上年(民国 28 年＝1939 年)に、蕭近仁、石天坤、万桂如らが永定洲の活水の「収、暑、潤、律、呂、陽」の各字号と、「餘」字号の右条、「往」字号の右条などで「搶柴強墾」した。

周一漁・馬士浩・鄭馬氏・鄭楊氏・馬寿蓀・鄭筱藩・田屏藩

中華民國二十九年三月七日

档案 1-③:南京市档案館－南京特別市財政局。1002-4-1785「永定洲歲字号」(p. 74)

南京市政府から黄紹康へ

(前略)呈悉。查永定洲歲字號市有洲地,業已放墾,所請應毋用庸議。此批。

中華民國二十九年十月

档案 1-④：南京市档案館－南京特別市財政局。1002-4-1785「永定洲歲字号」（p. 91）

南京市政府から尤雲山へ

該洲民地部份，各有產權。准墾與否，應由有產權者自行主辦。

中華民國二十九年十一月

档案 1-⑤：南京市档案館－南京特別市財政局。1002-4-1785「永定洲歲字号」（p. 95）

呉松筠・唐光曜から南京市財政局へ

具呈人吳松筠、唐光曜 本京籍 住上新河區江勝鄉頭關鎮三保五甲

永定洲洲尾係永定洲全體業權，於闔分全部洲產時，留爲共管餘地，約在百畝有奇。該洲產權，共計十六大股，按千字文編定。上界困水十六段，下界活水十六段，共三十二個字號。每一大股困水、活水各執一號。 (松筠と光曜は各々半股の產権を有す。）計自分劈以來已曆十二年。

中華民國三十年十一月三日

档案 2-①：南京市档案館－南京市第 12 区公所。1004-1-453 之十「關於修復圩堤之文書及修復工程隊員名冊」（pp. 313-314）

（民國三十五年 1946 年）五月四日收文第 316 號

事由：呈爲呈報聯合建築埂堤，定名爲永定聯圩，藉免水患，而保市產由。

擬辦：併案(?)辦理． 五・六・（蓋章） 5 月 6 日

批示：如此 五・七・（蓋章） 5 月 7 日

「呈爲呈報聯合建築埂堤，定名爲永定聯圩，以免水患而保市產事」

竊佃農等承佃南京市財政局市產永定州歲字號（即下八段十二號）洲地，慘淡經營。業已開荒成熟，歷年迭遭水患。甚至春麥將屆登場，突受淹沒，備嘗損害，實在筆難盡述。佃農等均以農產爲生命線。若一旦罹災，則全家生計，隨之斷絕。爲此共同決定，趁春水未漲農間空隙之際，力謀大眾福利，經聯合附近五個字號全體鄉農，群策群力，舉行建築埂堤工事，定名爲永定聯圩，以求一勞永逸之計。在最短的兩個月期中，先行購買土地，以便挑取土方。每段按畝分擔挑築工程。值茲米珠薪桂之秋，辦理此項工事，實非窮苦小民所能擔負。然各個農人自身及全家生命所繫，又不得不勉力籌維。甚至高利借貸，以冀完成，俾禦水患。一面固屬爲我們大眾自己，而一面又可維護財政局市產，實爲一舉數善之事。除另具築埂工程計劃，請求「救濟總署」撥款，以工代賑，俾資救濟外，理合具文呈報，仰祈鈞區鑒賜核轉市政府准予備查，實爲公德兩便。

謹呈

第十二區區長李

具呈人永定州歲字號全體佃農代表周漢臣（蓋章）

新河口吳立大寶號

中華民國三十五年（1946）五月四日

档案 3：1002-4-1545 南京特別市財政局「楊盛興承租鳳林洲」（pp. 30-32）

文中の【　】内は引用者の注。

事由：爲呈請准予承賻江勝鄉鳳林洲洲地市產一股之花息，仰祈鑒核示遵由。

爲呈請事。

a 竊查上新河區江勝鄉鳳林洲，洲地產權，共計五股。內有本市【南京市】及江浦縣各一股。其餘三股，均屬民產。自民初，被無爲（縣）、泗陽（縣）客民強墾耕種。本洲各股權人聯合，與之爭訟。遂于民國十四五年間，始行認東繳租。惟該洲地係屬整個無法分析。經過多次同業會議，組織鳳林洲整理委員會，辦理收租事宜。每年所收佃農認租花息，僅敷該洲整委會事務所開支。所有以前爭訟時期債務纍纍，無法清償。

b 事變後，因兵燹，佃農逃亡一空，以致該地大半荒蕪，秋間又遭水淹。是以二十七年份無形停頓，佃租分文無收。二十八年份，民人因代表該產股權董光業收取地租。查核該洲事務所，除荒丈熟，全洲共收壹仟四百餘元。除去該事務所一切開支，所賸餘款，每股僅灘法幣四十八元。市產一股，本由楊姓【楊盛興】承賻，因虧耗實多，本年不願續賻。上新河陳區長，以民人對于該洲情形較熟，兼之該洲濱臨大江，遊匪出沒無常，收租困難，勸令按照上年賻價承賻市產一股，以收駕輕就熟之效。民人自應勉力效勞，遵照承賻，理合具文呈請，仰祈

局長鑒核，俯准援照上年賻價壹百二十元，按上下兩季分繳。伏乞

批示遵行。謹呈

南京特別市財務局局長邵

住上新河菜市口門牌四十五號具呈人江逢科（蓋章）

中華民國二十九年（1940）五月十七日

档案 4-①：1002-4-1704 南京特別市財政局「整頓鳳林洲市地」（pp. 39-44）。民国 30 年（1941）

「簽呈七月十四日」

竊奉

鈞府財字第三六〇〇號訓令內開

查鳳林洲市有部份洲地七百餘畝，前經令派路、邵兩員上洲清理，以資整頓。茲以各該員另有差遣，改派該員（徐子煥）上洲，實地查勘，辦理佃戶登記。除分令上新河區長轉飭所在地鄉保長協助外，合行仰該員（徐子煥）遵照迅往妥慎辦理具報。毋稍延誤。切切此令，等因，奉此，遵即前往該洲，遵照辦理。謹將經過情形及會同各業主擬定整理辦法，一併簽報計呈。

＜經過情形＞

一　該洲原訂租金，每畝每年征收二元。繳租之前，先除基場、菜園一成，明以九折計算。繳租之日，又除坍塌、飛沙、蘆柴、荒蕪等地，又須打個八折。繳租結賬，又須短少零頭尾數。其實繳租金，莊首又須提取獎金一成，實收租金僅十分之六。以此應付浩大開支，所以業主歷年無利。

二　該洲老龔佃戶，多數係本地人。其性較純，改革較易。新龔佃戶，全是無畏，品行戇直。

以整理大義，痛切曉諭，乃置之不理，反秘密開會，私結團體，一致主張，要求業主，「照八卦洲租例辦理」，並揚言「否則打官司」，以一千五百餘畝，每畝抽捐五元，以備訟費。可見狡猾，不易辦理。經職等暗訪得，目下留在該洲之無畏人，有無畏之名，無無畏之膽與才。即授意翁竹軒鄉長，以恩威並行待之。由該鄉長按照授意，經一月之苦口交涉，似有成效，尚遷延不決。又經特工隊以武力協助，遂來要求，輕加租率，保全後患。當即議定，以目下小麥市價每石四十元爲標準，老壟每畝每年征收租金四元，分春秋兩季各半征收，以後租價之增減，隨小麥市價之漲落而定之。惟新壟地肥，生產力較強，每畝每年征收租金四元四角。餘均照老壟辦法辦理。當解決之日，已過征租之期，暫照各業主之同意，先行按照已加租率，征收本年春租，目下正在辦理征收。茲先將征得之租金，按照分送。計每股二百元，市有之二百元，隨文呈解。餘俟征齊，再行造報。

三　乘新老壟各佃戶繳租，即行分別登記佃戶花名，及洲地畝分，謹造表一份，先行呈報備查。

＜整理辦法＞

一　該洲原案畝數爲一萬七千二百五十五畝，計分七段。其定名曰「雲裏帝城雙鳳闕」，每段爲二千四百六十五畝。從前經手人，又在該洲南首接報水影，亦分七段。其定名曰「雨中春樹萬人家」，此案虛而不實，其水影不但不漲，而原案之洲之南首且速坍。在民國十八年，丈見原案坍存之地，僅有三千八百餘畝。目下據佃戶聲稱，該洲南首，年年洗坍，現存之地，有少無多。所以各佃戶，均借坍借沙爲詞，要求減少完租畝數。其實坍地固有，而不坍之地，尚有隱佔。爲佃戶計，利害不均，爲業主計，無法劃分。惟有即日清丈，得到確定畝數，使佃戶無隱佔，業戶可劃分產權。至清丈用費，已擬定由佃戶負擔，不向業主支付。此其一。

二　丈定實在畝分，應即允許不犯莊規之佃戶，立約承種。其租金照議定辦法辦理。如有欠租及違反莊規者，乘此撤佃，另行召租，以維租風。此其二。

三　該洲尚有未經各業主及征租辦事處許可，而擅自墾種之地。目下名稱餘地，約有百畝左右。而今允許其立約承租，業主每畝可以征收相當之押租。圩外並有蘆地數十畝，可以放墾。擬在清丈時，一併舉行，酌量情形，征收押租。此第三。

四　佃戶立約承租，擬取得各業戶之同意，酌收承允佃約之印刷費，辦理一切之事務費，以免業主墊資。此其四。

上項整理辦法，是否有當，叩乞

鈞長鑒核示遵，

謹呈

市長 蔡

附呈鳳林洲佃戶花名灘田畝數表一紙又鳳林洲春季租金二百元

大勝等荒洲清理委員

兼 整 理 鳳 林 洲　　徐子煥

档案 4-②:1002-4-1704 南京特別市財政局「整頓鳳林洲市地」(pp. 47-62)。民国 30 年(1941)「南京市政府財政局與人民共有之鳳林洲佃戸承租老・新壟灘田畝數及繳租情形表」のまとめ。これは佃戸の自己申告によるもの。

鳳林洲老壟　753.60+253.86+19.30+48.50+3.40=1078.66 畝

鳳林洲新壟　1578.86 畝

鳳林洲合計　2657.52 畝

档案 4-③ : 1002-4-1704 南京特別市財政局「整頓鳳林洲市地」(p. 23)。民国 30 年 (1941) 局員翁士鐸から財政局長蹇宛の「簽呈」

(前略) 查該洲洲地五千畝係官、民共有。市產爲七份之一，並未分界。歷年租息，由附近民人承賻，賻價僅一百二十元。